

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第15号

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例（平成17年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成27年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略	附 則 (施行期日) 1 略 (この条例の失効) 2 この条例は、 <u>平成22年3月31日</u> 限り、その効力を失う。 3 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。